

(様式1別紙1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 広島県移住・マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、広島県及び呉市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 呉市税の滞納はありません。また、このことについて本市の税務担当部局へ当該納付状況を確認することに同意します。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37条)第19条第3号の規定による公表が行われている暴力団員等であると認められる者ではありません。また、このことについて広島県警察本部に照会することに同意します。
- 4 以下の場合には、呉市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請その他の不正な行為等により移住支援金の交付決定を受けたことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に呉市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) 呉市移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に呉市以外の市区町村に転出した場合：半額
  - (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

上記の事項について、これを遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

住所

署名欄

---